特別特定建築物チェックシート(建築物移動等円滑化基準)

特定建築主等	住 所	
特定连来工等	氏 名	
敷地の地名	3 地 番	市川市
建築物の	用途	
特別特定建築物の	延べ面積	

政令	項目	基	準	の	主	な	内	容	計画	の内容	適否
11条	(廊下等)	ー 表面は、 と。									口適口否
		二 階段又には、視覚に行うために	障害者に	こ対し段	差又は	傾斜の	存在σ)警告を	点状ブロ □有 明度差 □有		□適□否□
12条	(階段)	一 踊場を関							手すり 口有	□無	□適□否
		二 表面は、	、粗面と	し、又は	は滑りに	くい材料	枓で仕₋	上げるこ			□適□否
		三 踏面の 大きいこと と。									□適□否
		四 段鼻の を設けない				ずきの』	原因とな	なるもの			□適□否
		五 段がある 状ブロック				る踊場	の部分	たは、点	点状ブロ 口有	コック等 口無	□適□否
		六 主たる附 以外の階 ときは、こ	段を設	ける空間	間を確保						□適□否
13条	(階段に代わり、又はこれに 併設する傾斜路)								傾斜路 □有	□無	
		一 勾配が がある部					を超え	.る傾斜	勾配 高さ	/ cm	□適□否
		二 表面は、	、粗面と	し、又は	は滑りに	くい材料	4で仕_	上げるこ			□適 □否
		三 その前行 によりその									□適□否
		四傾斜がる				する踊	場の部	分には、	点状ブロ □有	コック等	□適□否

4.67	//==r\		ī	T
14条	(便所) 便所を設ける場合には、その	一 便所(男女の区別があるときは、それぞれの便所)内	車いす便房(男女別	□適
	うちー以上は、次に掲げるも のでなければならない。	に、車いす使用者用便房を一以上設けること。	□有 □無	口否
		二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用すること ができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設ける こと。	水洗器具 □有 □無	□適□否
		男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。	小便器 □有 □無 床置式 □無 壁掛式(35cm以下) □有 □無	□適□否
15条	(ホテル又は旅館の客室)			
	ホテル又は旅館には、客室 の総数が五十以上の場合 は、車いす使用者が円滑に 利用できる客室を一以上設 けなければならない。	一便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りイ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。	車いす便房(男女別 口有 口無	□否
		ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられてい る便所の出入口は、次に掲げるものであること。		
		(1) 幅は、80cm以上とすること。	幅 cm	
		(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
		二 浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。		□否
		ロ 出入口は、前号口に掲げるものであること。		
16条	(敷地内の通路)	ー 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		□適□否
		二 段がある部分は、次に掲げるものであること。	段 □有 □無	□適□否
		イ 手すりを設けること。	手すり 口有 口無	
		ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が 大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。		
		ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるも のを設けない構造とすること。		
		三 傾斜路は、次に掲げるものであること。	□有 □無	□適□否
		イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	勾配 / 高さ cm	
		ロ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等 によりその存在を容易に識別できるものとすること。		

17条	(駐車場)	ー 幅は、350cm以上とすること。	幅 cm	□適□否
	駐車場を設ける場合には、 そのうちー以上に、車いす使 用者用駐車施設を設けなけ ればならない。	二 利用居室からの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	経路 □短 □長	□□適□□否□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
19条	(標識)			
		移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	標識□有□無	□適□否
20条	(案内設備)			
		当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	□案内板 □その他	□適□否
		当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置 がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配 置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視 覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	□点字 □その他	□適□否
		案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。 い。	案内所 □有 □無	□適□否
21条	(案内設備までの経路)			
	道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上	当該視覚障害者移動等円滑化経路に、線状ブロック 等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、 又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する 設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要が ない風除室内においては、この限りでない。	□点状ブロック等 □音声 □その他	□適□否
	を、視覚障害者が円滑に利用できる経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用 b 末底がない なのお	二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地 内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷 設すること。		□適□否
	の利用上支障がないものとし て国土交通大臣が定める場 合は、この限りでない。	イ 車路に近接する部分	点状ブロック等 □有 □無	
		ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接 する部分(視覚障害者の利用上支障がないものを除 く。)	点状ブロック等 口有 口無	

18条(移動等円滑化経路)①

利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路のうち1以上 利用居室 口有 口無

		に掲げるものでなければならない。			
1	を併設する場合は、この限り		段 □有 □無 □傾斜路·昇陽 併設	•	□適□否
_	出入口は、次に掲げるも のであること。	イ 幅は、80cm以上とすること。	幅	cm	□適□否
		ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
Ξ	廊下等は、第11条の規定 によるほか、次に掲げるも のであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅	cm	□適□否
	س د س د س	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	□50m以内 □転回有り		
		ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
四		イ 幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上とすること。	□代替 □併設 幅	cm	□適□否
		ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。	勾配 / 高さ	cm	
		ハ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高さ 踊り場 □有 □無	cm	
五	昇降機及びその乗降口 ビーは、次に掲げるもので あること。	イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす 使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。			□適□否
		ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	幅	cm	
		, = , , , = 2, 6	幅	cm	
		行きは、150cm以上とすること。	幅 奥行 	cm cm	
		ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用し やすい位置に制御装置を設けること。			
		へ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在 位置を表示する装置を設けること。			

	ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。			
	チ 床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物の昇降機にあっては、イからハまで、ホ及びへに定めるもののほか、次に掲げるものであること。			□適□否
	(1) かごの幅は140cm以上とすること。	幅	cm	
	(2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。			
	リ 主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降口ビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (2) かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 3) かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向			□□否
	を音声により知らせる装置を設けること。			
	I の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができ が定める構造とすること。			□適□否
七 敷地内の通路は、第16条 の規定によるほか、次に掲 げるものであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅	cm	□適□否
	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。			
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
	ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。			
	(1) 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に 併設するものにあっては90cm以上とすること。	幅	cm	
	(2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm 以下のものにあっては、1/8を超えないこと。	勾配 高さ	/ cm	
	(3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。			

18条(移動等円滑化経路)②

車いす用便房を設ける場 車いす用便房から利用居室までの経路のうち1以上 車いす用便房 合 (利用居室がない場合は道等まで) 口有 口無

移動等円滑化経路は、次	に掲げるものでなければならない。			
を併設する場合は、この限り		□有 □無□傾斜路·昇原併設		□適□否
ニ 出入口は、次に掲げるも のであること。	イ 幅は、80cm以上とすること。	幅	cm	□適□否
	ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
によるほか、次に掲げるも	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅	cm	□適 □否
のであること。	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	□50m以内 □転回有り		
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
	イ 幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上とすること。	口併設 幅	cm	□適□否
	ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。	勾配 / 高さ	cm	
	ハ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高さ 踊り場 □有 □無	cm	
五 昇降機及びその乗降ロ ビーは、次に掲げるもので あること。	イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす 使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。			□適□否
	ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	幅	cm	
	ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。	幅	cm	•
	ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥 行きは、150cm以上とすること。	幅 奥行	cm cm	
	ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用し やすい位置に制御装置を設けること。			,
	へ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在 位置を表示する装置を設けること。			

	垂吹っぱ に 列業ナチムギの目吹き点とまニナチ状	I		
	ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。			
	チ 床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物の昇降機にあっては、イからハまで、ホ及びへに定めるもののほか、次に掲げるものであること。			□適□否
	(1) かごの幅は140cm以上とすること。	幅	cm	
	(2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。			
	リ 主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降口 ビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に 掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障 がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限 りでない。 (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降			□適□否
	路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。			
	(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。			
	3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。			
六 特殊な構造又は使用形態 るものとして国土交通大臣が	の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができ が定める構造とすること。			□適□否
七 敷地内の通路は、第16条 の規定によるほか、次に掲 げるものであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅	cm	□適□否
	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。			
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		•
	二 傾斜路は、次に掲げるものであること。			
	(1) 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に 併設するものにあっては90cm以上とすること。	幅	cm	
	(2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm 以下のものにあっては、1/8を超えないこと。	勾配 高さ	/ cm	
	(3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。			

18条(移動等円滑化経路)③

車いす用駐車施設を設け 車いす用駐車施設から利用居室までの経路のうち1以上 車いす用駐車施設る場合 (利用居室がない場合は道等まで) □有 □無

移動等円滑化経路は、次 	に掲げるものでなければならない。			
一 当該移動等円滑化経路上 を併設する場合は、この限り		□有 □無 □傾斜路•昇 併設		□適□否
ニ 出入口は、次に掲げるも のであること。	イ 幅は、80cm以上とすること。	幅	cm	□適□否
	ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
三 廊下等は、第11条の規定 によるほか、次に掲げるも のであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅	cm	□適 □否
0) (a) a = 2	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	□50m以内 □転回有り		
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
	イ 幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上とすること。	□併設 幅	cm	□適□否
	ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。	勾配 / 高さ	cm	
	ハ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内 ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高さ 踊り場 口有 口無	cm	
五 昇降機及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす 使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。			□適□否
	ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	幅	cm	
	ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。	幅	cm	
	二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥 行きは、150cm以上とすること。	幅 奥行	cm cm	
	ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用し やすい位置に制御装置を設けること。			
	へ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在 位置を表示する装置を設けること。			

		T	-	
	ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。			
	チ 床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物の昇降機にあっては、イからハまで、ホ及びへに定めるものの			□適 □否
	ほか、次に掲げるものであること。			
	(1) かごの幅は140cm以上とすること。	幅	cm	
	(2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。			
	リ 主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降口 ビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に 掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障 がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限 りでない。			□適□否
	(1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。			
	(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。			
	3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。			
六 特殊な構造又は使用形態 るものとして国土交通大臣が	の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができ が定める構造とすること。			□適□否
七 敷地内の通路は、第16条 の規定によるほか、次に掲 げるものであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅	cm	□適□否
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。			
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
	ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。			•
	(1) 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に 併設するものにあっては90cm以上とすること。	幅	cm	
	(2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。	勾配 高さ	cm	
	(3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。			

18条(移動等円滑化経路)③

公共用歩廊である場合

その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)

移動等円滑化経路は、次 	に掲げるものでなければならない。			
一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機 展を併設する場合は、この限りでない。			ŧ 降機	□適□否
ニ 出入口は、次に掲げるも のであること。	イ 幅は、80cm以上とすること。	幅	cm	□適□否
	ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
三 廊下等は、第11条の規定 によるほか、次に掲げるも のであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅	cm	□適 □否
<i>o, ca,</i> a	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	□50m以内 □転回有り		
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
	イ 幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上とすること。	□併設 幅	cm	□適□否
	ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。	勾配 / 高さ	cm	
	ハ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高さ 踊り場 □有 □無	cm	
五 昇降機及びその乗降ロ ビーは、次に掲げるもので あること。	イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす 使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。			□適□否
	ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	幅	cm	
	ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。	幅	cm	
	ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥 行きは、150cm以上とすること。	幅 奥行	cm cm	
	ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用し やすい位置に制御装置を設けること。			
	へ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在 位置を表示する装置を設けること。			

	ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。			
	チ 床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物の昇降機にあっては、イからハまで、ホ及びへに定めるもののほか、次に掲げるものであること。			□適□否
		幅	om	
	(1) かごの幅は140cm以上とすること。	l 中田 	cm	
	(2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。			
	リ 主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロ ビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に 掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障 がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限			□適□否
	りでない。 (1)かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降 路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設け ること。			
	(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。			
	3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向 を音声により知らせる装置を設けること。			
六 特殊な構造又は使用形態 るものとして国土交通大臣が	の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができ が定める構造とすること。			□適□否
七 敷地内の通路は、第16条 の規定によるほか、次に掲 げるものであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅	cm	□適□否
	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。			
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	□自動開閉 □その他		
	ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。			•
	(1) 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に 併設するものにあっては90cm以上とすること。	幅	cm	
	(2)勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm 以下のものにあっては、1/8を超えないこと。	勾配高さ	/ cm	
	(3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。			

特定建築物チェックシート(建築物移動等円滑化基準)

特定建築主等

住所 氏名

敷地の地名地番 建築物の用途 特定建築物の延べ面積

(建築物移動等円滑化基準)

11条 (廊下等)

表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

不特定かつ多数の者が利用し、又 二は主として高齢者、身体障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

12条 (階段)

不特定かつ多数の者が利用し、又 ーは主として高齢者、障害者等が利用 ー する階段は、次に掲げるものでなければならない。

踊場を除き、手すりを設けること。

表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること

五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでな

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける 空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

13条 (階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

不特定かつ多数の者が利用し、又 ・は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりそ の存在を容易に識別できるものとすること。

四 傾斜かある部分の上端に近接する崩場の部分(个特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

14条 (便所)

不特定かつ多数の者が利用し、又 - は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。

便所内に、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を一以上設けること。

二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器 具を設けた便房を一以上設けること。 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

15条 (ホテル又は旅館の客室)

ホテル又は旅館には、客室の総数 一 が五十以上の場合は、車いす使用 者が円滑に利用できる客室(以下 「車いす使用者用客室」という。)を 一以上設けなければならない。 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。

- イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
- ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
- (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 浴室又はシャワー室(以下この号において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が一以上(男子用及イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
 - ロ 出入口は、前号口に掲げるものであること。

16条 (敷地内の通路)

不特定かつ多数の者が利用し、又 - は主として高齢者、障害者等が利用 - する敷地内の通路は、次に掲げるも - のでなければならない。

表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ手すりを設けること。

- ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
- ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

17条 (駐車場)

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければなら

車いす使用者用駐車施設は、次 - に掲げるものでなければならない。

幅は、350cm以上とすること。

18条 (移動等円滑化経路)

次に掲げる場合には、それぞれ当 一該各号に定める経路のうち一以上 (第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。 —

建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この条において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)

建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路

- 三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車い す使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)

移動等円滑化経路は、次に掲げる 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又ものでなければならない。 はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

- 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、80cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、120cm以上とすること。
 - ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであるこれ 幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上とすること。
 - ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。
 - ハ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除 く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであ ること。

イ かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。)は、利用 居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地 上階に停止すること。

- ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
- ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。
- ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。

ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御 装置を設けること。

- へ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びへに定めるもののほか、次に掲げるものであ「1)かごの幅は、145cm以上とすること。
- (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の 閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- (3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は 使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用す ることができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。
- 七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、120cm以上とすること。
 - ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 二 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。
 - (2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。
 - (3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(標識)

19条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

20条 (案内設備)

建築物又はその敷地には、当該 建築物又はその敷地内の移動等円 滑化の措置がとられたエレベーター その他の昇降機、便所又は駐車施 設の配置を表示した案内板その他 の設備を設けなければならない。た だし、当該エレベーターその他の昇 降機、便所又は駐車施設の配置を 容易に視認できる場合は、この限り

建築物又はその敷地には、当該 建築物又はその敷地内の移動等円 滑化の措置がとられたエレベーター その他の昇降機又は便所の配置を 点字その他国土交通大臣が定める 方法により視覚障害者に示すため の設備を設けなければならない。

案内所を設ける場合には、前二項 の規定は適用しない。

21条 (案内設備までの経路)

道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる 部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する こと。

こと。 イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)

X

【視覚障害者の利用上支障がない場合を定める件(令第11条第二号関係)】

告示1497 第一

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 勾配が20分の1を超えない傾斜路の上端に近接する廊下等
- 二 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜路の上端に近接する廊下等
- 三 主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける廊下等

 \times

【視覚障害者の利用上支障がない場合を定める件(令第12条第五号関係)】

告示1497 第二

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられる段のある部分の上端に近接する踊場
- 二 近接する段がある部分と連続して手すりが設けられた踊場

※ 【視覚障害者の利用上支障がない場合を定める件(令第13条第四号関係)】

告示1497 第三

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場
- 二 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する
- 三 近接する傾斜がある部分と連続して手すりが設けられた踊場
- 五 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられる傾斜のある部分の上端に近接する踊場

X

【視覚障害者の利用上支障がない場合を定める件(令第21条第1項関係)】

告示1497 第四

道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を 管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道 等から当該出入口までの経路が令二十一条第二項に定める基準に適合するもの

X

【視覚障害者の利用上支障がない部分を定める件(令第21条第2項第二号関係)】

告示1497 第五

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 勾配が20分の1を超えない傾斜路の上端に近接する廊下等
- 二 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜路の上端に近接する廊下等
- 三 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

Х

【車いす使用者用浴室等の構造を定める件】

告示1495

次に掲げるものとする。

ー 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること

二 車いす使用者が円滑に利用することができるような十分な空間が確保されていること

*

【車いす使用者用便房の構造を定める件】

告示1496

次に掲げるものとする。

- ー 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるような十分な空間が確保されていること

×

昇降機関係告示 別途有り

告示1491 号~1494